

第十五回国会 衆議院 内閣委員會議録 第七号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日) 午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 船田 中君

理事 齋藤 憲一君 理事 富田 健治君

理事 早稲田 柳右門君 理事 大矢 省三君

理事 武藤 運十郎君 大西 禎夫君

岡田 忠彦君 田中 萬逸君

笹森 順造君 栗山 博君

吉田 賢一君 辻 政信君

出席國務大臣 國務大臣 木村 篤太郎君

出席政府委員 法制局長 林 修三君

保安政府次官 岡田 五郎君

保安庁次長 増原 惠吉君

保安庁長官官房長 上村 健太郎君

外務政務次官 中村 幸八君

外務事務官(大臣官房審議室勤務) 中村 茂君

引揚援護庁次長 田邊 繁雄君

委員外の出席者 外務委員長 栗山 長次郎君

議員 谷川 昇君

總理府事務官(恩給局審議室長) 井下 田孝一君

保安庁課長(長官官房総務課長) 山上 信重君

保安庁課長(長官官房法規課長) 麻生 茂君

外務事務官(次官官房第一課長) 高橋 明君

米局第一課長 龜井 川 浩君

専門員 小関 親夫君

十二月十三日 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

同日十五日 保安庁法の一部を改正する法律案(栗山長次郎君外十一名提出、衆法第一五号)

同日十五日 軍人恩給復活に関する請願(千葉三郎君紹介)(第七九四号)

同日十五日 同(新井勇爾君紹介)(第七九五号)

同日十五日 同(池田清君紹介)(第八九二号)

同日十五日 同(三池信君紹介)(第八九三号)

同日十五日 軍人恩給復活に関する請願(西村英一君紹介)(第九一二号)

同日十五日 同(中馬辰猪君紹介)(第九三六号)

同日十五日 運輸審議会委員の任命に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第一〇一六号)

同日 審査を本委員会に付託された。

同日 軍人恩給の復活に関する陳情書(岐阜県武儀郡遺族連合会会長高橋定道外四百四十六名)(第七〇一号)を本委員会に送付された。

同日 本日の会議に付した事件 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

同日 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

同日 保安庁法の一部を改正する法律案(栗山長次郎君外十一名提出、衆法第一五号)

○船田委員長 これより会議を開きます。本日(十三日)の日程は公報をもつてお知らせす。

いたしておきました通り、外務省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一〇号、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案内閣提出第二四号、保安庁法の一部を改正する法律案栗山長次郎君外十一名提出衆法第一五号、及び恩給に関する調査ということになっております。

○吉田(賢)委員 私は希望だけを述べたいと思っておりますが、よろしゅうございませぬか。

十二名を種々訓練、教養あるいは海外渡航のための手續等をおつせんにいたしまして、送出したのであります。

で、たいへん失礼ですが、これは重要な問題でありますので、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。移民政策はわが国の重要政策の一つでございます。現下国民の間には、移住したいという考えを持つておる人々も少なくないと思ひます。しかしながら、政府の方針はつきりしていないのと、広く普及されていない関係上、躊躇逡巡しておる感があります。そこで国民に政府の移民政策あるいは相手国の考え方等について、広く知らせておく必要があると思ひますので、本委員会を通じて国民に知悉せしめるようお話を伺いたいと思ひます。

○中村(幸)政府委員 答えたいと思ひます。移民の問題につきましては、終戦後非常に国民の間にも移民熱が勃興いたして参りまして、特に近親者の呼寄せ移民につきましては、終戦後いち早く昭和二十二年ごろにアルゼンチンから許可がありまして、なおブラジルにおきまして、やはり同じように近親者の呼寄せが許可になつておるのであります。今日までアルゼンチンにつきましては約三千名、またブラジルにつきましては約一千名程度の移民が渡航いたして参ります。この呼寄せ移民のほかには計画移民すなわち農業計画移民というよりなものがアマゾンあるいはその他のブラジル中部地区に相当進出する見込みでありまして、すでに今日までアマゾン移民につきましては五千家族の許可もとりつけて参ります。そのうち約三百七十家族につきましては来年年度せひともこれを渡航せしめたいと思ひます。なおそのほかには中部ブラジル地区には、これまた四千家族の許可を得ておるのであります。

のうち来年度は約二百家族の渡航をさせたい、かように考えて参ります。そのほかフランス政府からニューカレドニアの鉱山労働者の移民を要請して参つて参ります。これも約二千名近いものであります。そういうふうに計画移民も漸々許可になり、また渡航しつつあるのであります。本年十二月二十九日にはアマゾン移民が第一回の渡航をする予定に相なつて参ります。

かようにいたしまして、移民がますます盛んになりつつありますことは、まことにけつこうな事かと考えるのであります。しかしながら移民をもつて人口問題を解決するということは、それほど人口問題の解決には大きな役割を演ずるとは考えられないのであります。しかし一面におきまして、ある程度の人口問題の解決に資するとしても、そのほか私どもの考えといたしましては、移住相手国の産業開発に貢献する、そして同時にみずからの活を求め、こゝろより考え方を進んで行かなければならぬのじやないか。従つて正しい移民すなわち相手国の社会状況その他にまつたくな化し、移住先の土と化するといふような意気込みを持つて移住するところの正しい移民を送り出したい、かように考えておるのであります。そのためには従来戦前に参りました、二、三の民間移民会社におきましては、募集あるいは選考をゆだねておつたのであります。欧州各国において行われておりますように、政府みずからが募集をし、選考をする、かようにいたしましたして移民の質を厳選して行く、ほんとうに正しい移民を送り出すためには、どうしても政府の手で選考する必要があります。このじやないか、こゝろより考え

方で進んで参ります。なお今回御審議をいたして参ります神戸移住あつた所、こゝろよりものをつくりまして、もつともこれは戦前にも神戸移住あつた所、こゝろよりものがあつたのであります。戦前あるいは戦時中を通じて、約十年間といふもの移民の渡航が中止せられておりました。従つて神戸移住あつた所もその機能を發揮いたしておらなかつたのであります。今回御審議を得まして、神戸移住あつた所を正式に外務省の付属機関として設置いたしたと考へておるのであります。なお渡航費用等につきましても、最近非常に船賃が高くなつて、横濱からブエノスアイレスまで十四、五万円の渡航費がかかるのであります。この渡航費用を移民に負担せよといふことは非常な困難であります。さりとてこれを政府の補助によつてまかなうといふことになりまして、政府の財政の都合も勘案しなければなりません。さらにまた重大なことは、移民の独立自営の気風を失わせるおそれがありますので、今回十二月二十九日に送り出します第一回のアマゾン移民、十八家族、五十四人につきましては、全額長期の資金を貸し付ける、こゝろよりことにいたして参ります。なお移民につきましては、移民送出前におきまして、神戸移住あつた所、旋所に収容いたしまして、正しい移民としての心構えを教え、あるいは言語、習慣、宗教、現地の農業事情、こゝろよりようなものをよく教へ込みまして、移住地のほんとうに正しい移民となる心構えを教へたい、かように考へておるのであります。なお渡航につきましても、非常に渡航手続が煩雜でありますので、この神戸移住あつた所

所におきまして、そういう煩雜な手続等をおこなつてあげることがなつて参ります。なお旅券の発券手数料等につきましても、移民につきましては特にこれを減額いたしまして、千五百円の発券手数料を五百円にいたし、また旅券の再交付の手数料等につきましても、これに準じて減額いたして参ります。以上いろいろ政府におきましても、将来ますます移民が盛んになりますように各種の手段方法を講じて、移民の奨励に努めておるような次第であります。

○早稲田委員 現在呼び寄せられんとしておる移民各位が現地へ到着せられたあかつき、永住するのに支障のない配慮が相手国で行われておるかどうか、その点お伺ひしたいと思います。

○中村(幸)政府委員 相手国におきましても、たゞいま申し上げましたアマゾンあるいは中部ブラジル移民につきましては、相手国の方でも非常な関心をもち歓迎いたしておるのであります。移民があらへ到着いたしまして、あちらの低利資金等も貸し与えてくださるよう承つて参ります。

○早稲田委員 大体政府の意のあるところは了承いたしました。将来に関する移民計画等、もし立つて参りましたらばその点を伺つておきたいと思ひます。

す。今後ますます移民が盛んになります。これを建設する必要があるものであります。七、八百人くらいは収容が可能な船舶を建造したい。しかしながら非常に困難なように考へますので、場合によつては政府の補助金あるいは低利資金等も考えなければならぬと思ひます。またあるいは移民金庫制度といふようなことについても、十分考慮しなければならぬ問題じやないかと考へて参ります。

○船田委員 他に御発言ありませんか。

○早稲田委員 本案に賛成であります。先ほど来の御説明で政府の移民に対する方針あるいは御覚悟のほどもかがわれるわけでありまして、わが国の人口、食糧問題と関連して、これはきわめて重大な問題でありますので、政府はすみやかに積極的移民政策を確立されたいと思ひます。同時に従来移民が農民になりがちであつた観がありますが、移民はあくまで民を捨てて、最善の御留意あらんことを希望いたします。私は賛成いたします。

○船田委員 これより討論を省略し採決いたします。本案について賛成の諸君の御起立を願ひます。

(総員起立)

○船田委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお本案については、委員長に報告書の作成につきまして、委員長に御一任をお願いいたします。

○船田委員長 次に保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、政府より提案理由の説明を求めます。木村国務大臣。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「本条及び次条」を「本条から第十三条まで」に改める。

第十一条第一項及び第二項を次のように改める。

次長、官房長等及び事務官等の俸給は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間につき、俸給月額半額を支給する。但し、政令で定めるところにより、期間を分けず、月一回にその全額を支給することができる。

2 保安官及び警備官の俸給は、前月の十六日からその月の十五日までの期間につき、俸給月額にその期間の日数を乗じて得た額を支給する。

第十一條の次の一條を加える。
(俸給の特別調整額)
第十一條の二 管理又は監督の地位

別表第一 次長及び官房長等俸給表

区分

俸給月額

次長

局長

俸給 一号俸 二号俸

三号俸

四号俸

五号俸

六号俸

七号俸

八号俸

九号俸

十号俸

十一号俸

十二号俸

十三号俸

十四号俸

十五号俸

十六号俸

十七号俸

十八号俸

十九号俸

二十号俸

二十一号俸

二十二号俸

二十三号俸

二十四号俸

にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、第四条に規定する俸給額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の規定による俸給の特別調整額は、その調整前における俸給額の百分の二十五をこえてはならない。

第十二条第一項を次のように改める。

扶養親族を有する職員には、扶養手当を支給する。

第十二条第四項中「三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官」を「保安官及び警備官」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「前条第一項」の及び「同項」を削り、同条第二項中「前条第一項」を削り、「同項の職員」を「職員」に、「政令で定める職員」を「保安官及び警備官」に改め、同条第三項及び第四項中「前条第一項」を削る。

第十四条第三項中「及び夜勤手当」を「夜勤手当及び宿日直手当」に、「第十九条」を「第十九条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十條の二第一項」とあるのは「保安庁職員給与法第十一條の二第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の次に次の一條を加える。
(期末手当及び勤働手当)
第十八条の二 職員（非常勤の者を除く）には、期末手当及び勤働手当を支給する。但し、保安大学の学生には、勤働手当を支給しない。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四及び第十九条の五の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の四第二項中「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額」とあるのは、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額（保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当、乗船手当及び営外手当の月額合計額の三十倍に相当する額、保安大学の学生にあつては学生手当の月額」と、第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額」とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」とあるのは「俸給月額」とこれに対する勤務地手当の月額との合計額（保安官及び警備官にあつては、俸給、乗船手当及び営外

外手当の月額合計額の三十倍に相当する額）」と、「各庁の長」とあるのは「保安庁長官」と、「人事院の定める基準」とあるのは「総理府令で定める基準」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額」とあるのは「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額（保安官及び警備官にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当及び勤務地手当の月額合計額の三十倍に相当する額）」と読み替えるものとする。

第十九条の見出し中「扶養手当等」を「俸給の特別調整額、扶養手当等」に改め、同条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「職員の扶養手当」を「職員の俸給の特別調整額、扶養手当」に、「乗船手当、航海手当及び営外手当」を「宿日直手当、乗船手当、航海手当、営外手当、期末手当及び勤働手当」に改める。

第二十二條中「国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により」を「国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は療養費の支給に関する規定の例により」に改める。

第二十三條第五項中「その休職の期間中」の下に「政令で定めるところに従い」を加え、「百分の七十以内

を「百分の百以内」に改める。

第二十四條第二項中「及び第十五條から第十七條まで」を「第十五條から第十七條まで及び第十八條の二」に改める。

第二十五條第二項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第二十七條第二項中「俸給」の下に「俸給の特別調整額」を加え、「休日給及び夜勤手当」を「休日給、夜勤手当及び宿日直手当」に、「扶養手当、営外手当」を「扶養手当、乗船手当、営外手当」に改める。

第二十九條に次の一項を加える。

3 組合員たる資格を喪失した保安官、警備官及び保安大学の学生に対しては、国家公務員共済組合法第五十五條第五項において準用する同法第三十四條第二項の規定にかかわらず、これらの者が組合員たる資格を喪失した際傷病手当金を受けていない場合においても、これを支給することができる。この場合において、同法第五十五條第六項の規定の適用については、第二十二條の規定により國の行方療養の給付又は療養費の支給を同法第三十四條第二項の規定による療養の給付又は療養費の支給とみなす。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一

別表第二

別表第三

別表第四

別表第五

別表第六

別表第七

別表第八

別表第九

別表第十

別表第十一

別表第十二

別表第十三

別表第十四

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
二一	四、四〇〇円	四三	四、六〇〇円	六五	四、八〇〇円
四	四、五〇〇円	三	四、七〇〇円	五	四、九〇〇円

別表第六 事務官等通し号俸表

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
一四	二一、七〇〇円	二八	二一、九〇〇円	四一	三七、八〇〇円
一三	二一、二〇〇円	二七	二一、八〇〇円	四〇	三七、三〇〇円
一二	二〇、七〇〇円	二六	二一、七〇〇円	三九	三七、〇〇〇円
一一	二〇、二〇〇円	二五	二一、六〇〇円	三八	三六、七〇〇円
一〇	一九、七〇〇円	二四	二一、五〇〇円	三七	三六、四〇〇円
〇九	一九、二〇〇円	二三	二一、四〇〇円	三六	三六、一〇〇円
〇八	一八、七〇〇円	二二	二一、三〇〇円	三五	三五、八〇〇円
〇七	一八、二〇〇円	二一	二一、二〇〇円	三四	三五、五〇〇円
〇六	一七、七〇〇円	二〇	二一、一〇〇円	三三	三五、二〇〇円
〇五	一七、二〇〇円	一九	二一、〇〇〇円	三二	三四、九〇〇円
〇四	一六、七〇〇円	一八	二〇、九〇〇円	三一	三四、六〇〇円
〇三	一六、二〇〇円	一七	二〇、八〇〇円	三〇	三四、三〇〇円
〇二	一五、七〇〇円	一六	二〇、七〇〇円	二九	三四、〇〇〇円
〇一	一五、二〇〇円	一五	二〇、六〇〇円	二八	三三、七〇〇円

別表第五 官房長等通し号俸表

職員区分	期間	官房長等	事務官等	保安官	警備官
十二月以上	現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が千六百円以上である者	差額が千四百円以上である者	保安監正 保安監補 保安正 保安正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補	保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補	警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補
九月以上	差額が七百円以上千六百円未満である者	差額が六百円以上千四百円未満である者	保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補	保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補	警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補
六月以上	差額が七百円未満である者	差額が六百円未満である者	保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補	保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補 保安正 保安正補	警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補 警備正 警備正補

別表第七 保安官及び警備官通し号俸表

号俸	俸給日額	号俸	俸給日額	号俸	俸給日額
九	二一、七〇〇円	三三	二一、九〇〇円	五八	三七、八〇〇円
八	二一、二〇〇円	三二	二一、八〇〇円	五七	三七、三〇〇円
七	二〇、七〇〇円	三一	二一、七〇〇円	五六	三七、〇〇〇円
六	二〇、二〇〇円	三〇	二一、六〇〇円	五五	三六、七〇〇円
五	一九、七〇〇円	二九	二一、五〇〇円	五四	三六、四〇〇円
四	一九、二〇〇円	二八	二一、四〇〇円	五三	三六、一〇〇円
三	一八、七〇〇円	二七	二一、三〇〇円	五二	三五、八〇〇円
二	一八、二〇〇円	二六	二一、二〇〇円	五一	三五、五〇〇円
一	一七、七〇〇円	二五	二一、一〇〇円	四九	三五、二〇〇円
		二四	二一、〇〇〇円	四八	三四、九〇〇円
		二三	二〇、九〇〇円	四七	三四、六〇〇円
		二二	二〇、八〇〇円	四六	三四、三〇〇円
		二一	二〇、七〇〇円	四五	三四、〇〇〇円
		二〇	二〇、六〇〇円	四四	三三、七〇〇円
		一九	二〇、五〇〇円	四三	三三、四〇〇円
		一八	二〇、四〇〇円	四二	三三、一〇〇円
		一七	二〇、三〇〇円	四一	三二、八〇〇円
		一六	二〇、二〇〇円	四〇	三二、五〇〇円
		一五	二〇、一〇〇円	三九	三二、二〇〇円
		一四	二〇、〇〇〇円	三八	三一九〇〇円
		一三	一九、九〇〇円	三七	三一、九〇〇円
		一二	一九、八〇〇円	三六	三一、六〇〇円
		一一	一九、七〇〇円	三五	三一、三〇〇円
		一〇	一九、六〇〇円	三四	三一、〇〇〇円
		〇九	一九、五〇〇円	三三	三〇、七〇〇円
		〇八	一九、四〇〇円	三二	三〇、四〇〇円
		〇七	一九、三〇〇円	三一	三〇、一〇〇円
		〇六	一九、二〇〇円	三〇	二九、八〇〇円
		〇五	一九、一〇〇円	二九	二九、五〇〇円
		〇四	一九、〇〇〇円	二八	二九、二〇〇円
		〇三	一八、九〇〇円	二七	二八、九〇〇円
		〇二	一八、八〇〇円	二六	二八、六〇〇円
		〇一	一八、七〇〇円	二五	二八、三〇〇円

二八	四〇〇	三六	五五	四四	五二	一一	六〇	一一	六八
二九	四二五	三七	五四	四五	五三	一一	六一	一一	六八
三〇	四四五	三八	五二	四五	五四	一一	六二	一一	七〇
三一	四六五	三九	五〇	四七	五五	一一	六三	一一	七〇
三二	四八五	四〇	四九	四八	五六	一一	六四	一一	七一
三三	五〇五	四一	四八	四八	五七	一一	六五	一一	七二
三四	五二五	四二	四九	四九	五七	一一	六六	一一	七三
三五	五五〇	四三	五一	五一	五八	一一	六七	一一	七四

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第十條、第十二條、第二十二條、第二十九條及び別表第一から別表第七までの改正規定並びに附則第二項から第八項まで及び附則第十四項の規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。但し、第十一條、第十一條の二、第十四條、第十九條（期末手当及び勤動手当に係る部分を除く）、第二十四條（期末手当及び勤動手当に係る部分を除く）及び第二十七條の改正規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。
- 2 保安庁の課長及び部員並びに事務官等（保安庁職員給与法第四條第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における級又は職務の級は、改正前の保安庁職員給与法（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてそれぞれこれらの者が属していた級又は職務の級とする。
- 3 官房長等（保安庁職員給与法第四條第一項に規定する官房長等をいう。以下同じ。）、事務官等並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の保安庁職員給与法（以下「改正後の法」という。）別表第一から別表第三までに定める号俸（以下本項中「対応号俸」という。）とする。但し、官房長等のうちこれによることが著しく他の官房長等との権衡を失すると認められるものについては、政令で定めるところにより、対応号俸の直近上位又は直近下位の号俸とすることが出来る。
- 4 保安庁の課長及び部員並びに事務官等の昭和二十七年十一月二日以後この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。以下附則第七項から附則第九項まで、附則第十一項及び附則別表第一から附則別表第三までにおいて同じ。）施行の際までの期間内の日における級又は職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてこれらの者が属していた級又は職務の級とする。
- 5 官房長等、事務官等並びに保安官及び警備官の前項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の法別表第一から別表第三までに定める号俸とする。但し、附則第三項但書の規定の適用を妨げない。
- 6 附則第三項又は前項の規定により求められた職員の新俸給額が、その者の属する官職、級、職務の級又は階級における俸給の幅の中になく場合には、その額をもつてその者の俸給額とする。
- 7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基いてされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。
- 8 この法律施行前改正前の法及び一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）第二条の規定に基いてすでに改正前の法第十一条第一項に規定する職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与又は改正前の法の規定に基いてすでに改正前の法第十一条第二項に規定する職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月十五日までの期間に係る給与は、それぞれ改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 9 改正後の法第十二條第一項の規定に基き、扶養手当の支給を受けることとなつた保査長以下の保安官及び警査長以下の警備官の扶養親族の届出の方法及びこれらの者に対する切替日以後この法律施行の際までの期間に係る扶養手当の支給方法については、政令で定める。
- 10 附則第三項、附則第五項及び附則第六項の規定により、官房長等の新俸給月額が定められた後における当該官房長等の昇給の期間の計算の特例については、政令で定める。
- 11 改正前の法第十一条第二項に規定する事務官等に対する昭和二十七年十二月十六日から昭和二十七年十二月三十一日までの間の俸給は、当該期間に係る分として俸給月額の半額を、この法律施行の日から五日以内に支給する。
- 12 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、保安庁の職員には適用しない。
- 13 昭和二十七年における改正後の法第十八條の二中勤務手当に係る部分の適用については、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九條の五中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第...号。附則第一項但書に規定する部分を除く。）施行の日」と、「その日に支給する」とあるのは「その日から五日以内」に支給する」と読み替へるものとする。
- 14 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
 第四条中「（政令で定める保安官及び警備官を除く。）」を「（石炭手当については、政令で定める保安官及び警備官を除く。）」に改める。

ついで、同法第八十八條により船舶職
員法の規定を警備隊の使用する船舶及
びこれに乗り組んで船舶職員の業務に
従事する職員について、また同法第八
十九條により電波法の一部を警備隊の
使用する移動無線局について、適用し
ないこととしておられるので、これらの適
用除外の規定と海上における人命の安
全に関する国際条約及び国際電氣通信
条約の履行との関係について活発な論
議が行われてきた。これらの適用除外
規定の趣旨は、警備隊所屬船舶は國家
機關に所屬し特別の公共の任務を遂行
する船舶であるから一般法たる船舶安
全法及び電波法等をそのまゝ適用する
ことは不適当であり、人命の安全その
他必要な事項については行政的措置に
より遵守せしめるといふ趣旨でありま
す。ことに人命安全条約において軍艦
以外の船舶については原則としてこの
条約を十分かつ完全に実施すべきもの
であり、これがため船舶安全法もでき
ていのであるが、警備隊所屬船舶は
軍艦として適用除外をするといふ趣旨
ではなく、必要な事項は命令、規則、訓
令等により遵守せしめ、条約遵守上遺
憾なきを期する趣旨でありました。電
波法についても国際電氣通信条約及び
同附屬無線通信規則があり、これらは
警備隊の電氣通信業務についても遵守
すべきものでありますが、このために
は必ずしも電波法をそのまま適用する
必要はないので警備隊の使用する移動
無線局の特殊性にかんがみ一部の規定
を適用しないこととしておりますが、
これも行政的措置により必要な事項
を遵守せしめようといふ趣旨でありま
す。しかるところ船舶貸借協定の承認
の審議の経過から見てこの際警備隊の

使用する船舶等についてこれらの趣旨
を明確にすることが適當であると考え
られるに至つたのでここに保安庁法の
関係規定を改正し、明文をもつてこの
趣旨を明らかにすることとし、このた
めの法案を提出した次第であります。
何とぞ御審議の上すみやかに可決さ
れんことをお願いいたします。

○船田委員 これにて提案理由の説
明聴取は終了しました。

質疑を行います。御質疑はございま
せんか。——質疑は次会にこれを行
い、なお討論採決を次会にいたしたい
と存じます。

○船田委員 次に恩給に関する調査
は、國務大臣に対する質疑が残つてお
りますが、これは時間を改めて行うこ
とといたしまして。引揚援護局長が参
りますので、早稲田君の發言を許しま
す。——それでは早稲田君。

○早稲田委員 援護局長にお尋ねした
と思ひます。さきの国会におきまし
て、遺家族援護の措置の一つとして、
一時金、年金その他を支出することに
決定したのでありますが、その後その
給付状況あるいは事務の進捗状況につ
いて、一応実情を伺いたいと思ひま
す。

○田辺政府委員 援護法によります遺
族年金及び弔慰金の事務の裁定の状況
を申し上げます。
今月の十二日現在で、受け付ました
ものは、百七十七万五千分です。戦没
者数の柱数にいたしまして、百七十七
万人になつております。そのうちで
裁定になりましたものが九十八万八千
人でございます。裁定になつたものは、
各都道府県を通じまして、各遺族

に通知を差上げるわけでございませ
んが、通知の滞りだものが七十七万五千
人分でございます。

○早稲田委員 ただいまの数字を伺
いますと、おおむね順調に進んでおるよ
うであります。ところが、よりま
す。また全然支給を受けていない村と
か町、あるいは字というふうに、非常
に甲乙があるようでございませぬ。そ
こで遺家族はこの金の来るのを待つてお
る現状であります。隣の村は参つてお
るが、自分の村には来ないというよう
なことで、相当物議をかもしておりま
すが、そういう実態を政府は知つてお
るかどうか、伺いたいと思ひます。

○田辺政府委員 事務の取運びとい
つたしましては、市町村を通じまして各都
道府県の世話課に申進になりま
す。受付けた順番に処理してございま
す。もつとも受け付けた書類の中
で、戸籍関係の書類とかその他の書類
で不備な点がありますと、もう一ぺん
それを市町村の方にお返しをしまし
て、調査をしていただくようにいたし
ておりますので、そういうものがあり
ました際にはどうしてもあとまわしに
なるのであります。もう一ぺんそれ
が整備されましてからやるわけで、先
に出しましたも書類の不備なものにつ
きましては若干あとにおくれる場合が
ございませぬ。各府県から申進になりま
したものは、それ／＼申進におきまし
て府県別に担任をきめてございませぬ。
各県別に処理するわけでございませぬ。
実は先月の十日ころから援護庁内部の
態勢を全面的に切りかえまして、非常
措置を講じまして、残業なり、日曜、
土曜も勤務をいたしまして、仕事を進
めておる関係から、先月の中旬あたり

から非常に能率が上つて参りまして、
約この一月間に数十万の処置をしたよ
うなわけでありますので、それ以前に
比べますと、相当各府県市町村に通
知の行つておるものがふえておると思
ひます。最近におきましては、従いま
して、あまり遅れておるところはない
のじやないかと思ひますが、なお一層
督促いたしまして、今月一ぱい中に
は、今月の中旬ころまでに都道府県か
ら中央に申達になりましたものは、む
ずかしいものは別といたしまして、各
府県に御通知できるようにするので
ないかと考えております。

○早稲田委員 先ほど御説明の百十七
万五千柱でございますか、そのうちで
七十七万五千柱が裁定になつておると
いうのですが、ちよつとこれは大体六
割ばかりでございますが、この分は年
内に遺家族に金が渡ることでござ
いますか。

○田辺政府委員 柱数の中で、年金を
もらう者と弔慰金をもらう者と、弔慰
金と年金と両方もらう者がございま
して、年金につきましては、私の方から
郵政省の方に通知を出しまして、本人
にはそれ／＼証書が渡るわけでござ
いませぬ。弔慰金が渡りますれば、すぐ郵
便局へ行つて、金が渡るわけでござ
いませぬ。弔慰金の方は国債でござ
いませぬ。現物は大蔵省を通じまして、大
蔵省が国債の発行をするわけでござ
いませぬ。大蔵省が日本銀行を通じま
して、それ／＼の支店、代理店を通じま
して、本人に国債を渡すようになるわ
けでございませぬ。国債の方はこうい
つた関係で若干手間がとれますが、年金
の方は本人の手に証書が渡りますれば、
すぐ郵便局で一年分をまとめても

らうということになつておりますの
で、すでに通知をしております七十七
万五千の分は、年内に金が渡るよう
になつて思ひます。

○早稲田委員 政府はさきに、八月十
五日までに事務的な調査を完了する、
年内には必ず遺家族の方のお手元に届
くように手配する、こういうことをど
の委員会であつたか、委員会で言明し
ておつたやうであります。今承りま
すと、その六割がより早く裁定が済ん
だばかりで、まだ年内に金の渡る見通
しも十分でないといふことは、いかに
も政府が怠慢であると思ひますが、
これは一体市町村役場が怠慢であつた
のか、あるいは府県庁がそうした遅滞
をしておつたのか、または本省で堆積
させておつたのか、その辺の見解を伺
いたい。

○田辺政府委員 実を申し上げますと、戦
没者の数が、権利のある者もない者も
ありましようが、約二百万人近くある
ように考えられる。これはざつとした
調査であります。しかもこの援
護法によります権利でございませぬ
で、相当慎重に調査点検も行わなけれ
ばならぬのでございませぬ。従つてそれ
に伴います書類等もいろいろとある
のでございませぬ。趣旨の普及徹底をい
たしまして、各人から書類が出て来
るといふ場合には、各人がなか／＼自
分で書けないという方もありますの
で、市町村がかつて書く。またそれ
に伴ひまして、戸籍の書類など整備し
なければならぬといふ関係で、市町村
の窓口を担当事務が殺到したのでござ
いませぬ。しかし市町村の方では相当馬
力をかけまして、府県の方に十月ころ
までは相当多数出ております。しかし

何分にも世話課の職員は定員がふえま
せんのので、大体臨時職員を雇いまし
て、これによつて仕事をすると、この
係上、なか／＼能率が上らない。しか
も中央に参りましても、中央でもこの
仕事をするために別に定員がふえな
つたので、全部臨時職員でやつてお
ります。指導の職員が臨時職員を訓練
たしまして、そうして複雑な戸籍関係
の仕事、法律関係の仕事をやるわけ
でございますので、訓練が落ちて能率が
上るまでには相当手間がとれるわけ
でございます。急ぎました結果、あとで
間違ひが起りますと、どうしても取消
しなり訂正をしなければならぬ。そう
いうことになりますと、非常にあとで
遺族に御迷惑をかけますので、的確に
しかも迅速にということをやつて参り
ました関係上、能率を一定限度まで上
げるまでには相当手間がとれたような状
況でございます。最近よりよく習熟し
たしましたので、残業等もいたしまし
て、間違ひがだん／＼少くなつて来た
関係もございまして、最近はよりよく
軌道に乗つたという状況でございます
ので、今後はあまり滞留せずに済むよ
うな見通しがついておる次第でござ
います。

○早稲田委員 今局長のお話を承りま
すと、最近よりよく軌道に乗つたとい
うことですが、私はけしからぬと思
う。何となれば、先ほど申し上げたよ
うに、八月十五日までは調査を完了
して、年内には必ず遺家族の方を御慰
問申し上げることができると、こう言明
しておる政府であり、一方遺家族の
方々は長い間待ちに待つた援護金であ
ります。政府の意図もまた、そうした
苦しい立場にあつて忍びに忍び、待ち
に待つていらつしやる方をお慰めしよ
う、こういう気持ちによつて支給され
ることになつたこの援護金であり、一時
金であるはずであります。ようやく最
近に至つて軌道に乗つたというがご
きことは、これは言語道断であつて、
法の趣旨を踏みにじつておるものだ
と私は思う。八月十五日までにはすで
に整備できておるはずであります。私
の聞いておる範囲内においては、市町村
役場のごときは、政府から何らの指示
をしない。新聞では、そういう施策を
国会で講ぜられたということを知つた
けれども、何ら指示がない。従つて手
の打ちようがない、こう言つて、手
こまねいておつた町村が多かつたはず
であります。今日もお民生委員の方
の声を聞きますれば、もつと早くや
つてくれてもいいのに、今ごろになつ
てやかましく言うというのは、一体政
府は何をしておるかという、政府に対
する懇嘆の声を、各地に起つておる
現状であります。幸いによりやく手配
せられて、支給手続等万全を期してお
ると言われるから、私はそれを了とい
たしますが、しかし少くとも年内には
給付しなげなければ、立法の趣旨は
なくなつてしまつておる。当時これ
はお慰明料であり、涙金であり、心ば
かりであるけれども、お慰めのしるし
であると、大臣も幾度も国民に誓つて
おる、この涙金であるわけでありま
す。私は願わくは、一日も早くお手渡
しのできるようにしていただきたいと
思います。もうすでに年末も迫つた今
日、あれこれ言つてもやむを得ないか
もしれませんが、果あるいは市町村に
速急にひと通達を出されまして、万
全を期せられるようにお願いをいたし

たいと存じます。
それからもう一つ聞いておきたいこ
とは、そうして支給せられた年金、国
債、これをただちに金にかえたいとい
う遺家族の方が過半数であると思いま
す。ある市のごときは、約三百人の
方々が全部これをまとめて金にかえて
もらいたいということで、ある市の援
護課へ申し込まれた。ところがその市
では、そういう方は政府からも指示
がないし、方法もないというので、に
べなくこれを断つて、遺家族を憤激せ
しめたという現実の町村もあります。
そういうような場合はいかなる方途を
とるか、この点についても伺つておき
たい。
○田辺政府委員 申慰金の国債につ
きましては、今年に繰入八百億ござ
います、その利子を六分といたしま
して、利子分だけを計上してあるわけ
であります。これはもと／＼非常に多
額になりますので、国債を出したとい
う関係もございまして、これを全部換
金措置を講ずることは、財政上非常に困
難であるような事情もあつたのでござ
います。ただし遺族の中には非常に生
活に困つておられる方もあり、また
いと考えられますので、私どももいた
しましては、そういう困つた方には
できるだけ早くこれを現金化できるよ
うに思つていろいろ努力をして参つた
のであります。今日まで国民金融公
庫を通じまして、約十億圓を計上して、
これを現金にかえる、これを担保とし
て金を貸すという建前になつておりま
すが、なお根本的には、生活に困つた
方には国債を政府が直接買い上げてや
るといふことが一番望ましいわけであ
ります。

○早稲田委員 今この換金方法でござ
いますので、これは本年度内におき
ましても何とか都合いたしましたして、若
干でも買上げることができるよう
と思ひまして、せつかく今財務当局と
折衝を重ねておる次第であります。
○早稲田委員 今の換金方法でござ
います、これなどもすでに新聞等
は、政府は換金についての措置も万全
を期しておると報道せられた新聞す
らあるわけがあります。今聞くと、よ
やく大蔵当局と折衝しておるとい
うことでは、まことに遺家族に対
して相済まぬことだと私は思ひます。
すみやかにこれが換金措置のできるよ
うに手配をしてもらいたいと思ひま
す。
それからもう一つ、ついでに聞いて
おきたいことは、先ほどの果なりある
いは町村に対する本省の指示であり
ますが、今まで一体どんな指示と通達が
行つておるか、これも一応伺つてお
きます。
○田辺政府委員 この援護法は、国会
を通過しましたのが今年の四月二十五
日でございます。これは国会でも非常
にもめまして、参議院におきまして
た大きく修正されたような状況であ
ります。従いましてこれに伴ういろ
／＼の法令等も、施行細則等もその都
度かわつて参りました。五月十二日に各
道府県の責任者を集めて、詳細な
会議をいたしました。それから五月一
ぱいばかりしまして、各プロツク会議を
開きまして、各道府県の主務者に徹
底をいたしたわけでありまして、それ
から各府県におきましては、市町村の担
任者を集めて、詳細説明をいたし
ました関係上、各市町村に対する本省
の指示、通達の徹底いたしましたの

が、大体六月の下旬と考へておりま
す。それから書類が出て参りましたの
で、ちよつと正確な記録は覚えており
ませんが、早いところは七月の中旬ご
ろには、ごくわずかなものだけ本省に
申達があつたところもございまして、し
かし多数出て参りましたのは九月以降
でございます。九月、十月、十一月
と、こういうふうになつておると申
す。○早稲田委員 今の説明で政府が逐次
方途をとつておられることはわかりま
すが、しかし八月中旬にすでに書類の
出かかつておるものが、今日十二月
になつてもまだ六割にも達しないとい
うようなことでは、どう考へても意
いわざるを得ぬのであります。さら
にひとつ、日もありませんけれども、裁
定せられた分なりとも、ただちに本人
に渡るように格段の配慮をせられるよ
うに要求をいたします。
なお所によりますると戸籍の関係あ
るいは家庭の異動等の関係で、先ほど
の御説にもありましたが、何人にも
権利があるかなか／＼わからないよ
うなものが多く聞いておられますが、こ
ういふものに対しては家庭裁判へかけ
るとかまたは世話課で指示するとか、い
ろいろな方法はあります。現在ど
んな方法をとつておられますか、あ
わせて伺つておきます。
○田辺政府委員 この法律による年
金、弔慰金の権利者がだれであるか
からないために、金の支給ができない
というようなことは大体においてない
と考へております。戸籍簿によつて
おおむね確定いたしますし、さらに生
計状態等を要件としておるものにつ

ましては市町村の証明をとつてやつておきますので、身分関係はつきりしないために権利者が確定しないというよりなものはないよう考えております。

○早稲田委員 もちろんこれは最後はどこかにきまりましようが、そのきまる過程におきまして相当むずかしいものがあつて、地方では今問題になつておるものが多いと聞いております。県の世話課へ行つても、なか／＼これはわからぬといふことで、忙しい関係から、真剣には相談に乗つてくれませんので、乳のみをかかえて困つておるような方もあるようでありませぬか。

○田辺政府委員 終戦後七年もたつておりますので、身分関係が相当複雑になつております。従いまして個々の例をとりますと、相当むずかしい例がたくさんございまして、おそらく市町村からいろいろと質問があつたのだと思ひますが、各府県から本省の方にこのういふ場合はどうなるのだというたうさんの照会が来ております。それに對しましてはその都度中央でいろいろ研究をいたしまして、恩給局の関係もあります。また法務省との関係もあります。詳しく研究をいたしまして、質疑回答という形でその都度府県に流し、府県から町村にそれが流れるようにとりはからつておりますので、最近は大體典型的なおもなるもの

は、すべて各府県を通じまして趣旨が徹底していると思ひます。

○早稲田委員 私は各地をまわりまして、随所でこの問題について悲痛な声を聞きますので、義憤を感じて政府を鞭撻したわけでありませぬが、今の御説明で御苦心のほども了察はできませぬ。飢えに泣き、非常に苦しい立場に立つていらつしやる方が多い現段階でございますので、どうか一段と留意せられまして、すみやかに支給のできるように、そしてこの法の趣旨が徹底するよう、格段の御配慮あらんことを重ねて要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○大矢委員 この機会にちよつとお尋ねしておきたい。私のところにこういふ手紙が来てゐる。それは昭和十五年の十一月二十七日に戦死をしたという公報が二十二年の十一月二日に来た。従つて七年間も経過しておる。そこで、これは一時金を渡したから、今度の弔慰金その他一時金の資格がない。どういふわけだといふことになつたかといふと、その当時一時金を渡してあるから、これは再度渡すわけには行かぬといふことなんです。ところがもらつてないといふ。そこでもらつておる、もらつておらぬでもめてゐるのです。これは河北の石仏附近で戦死したといふのですが、十五年から二十二年です。七年後にこういふ公報が来た。おる。七年後にこういふ公報が来た。しかも二十二年十二月ですから、終戦後二年余りたつたときに公報が来て、これが一時金をもらつておるから、今度の適用を受けぬといふ。こういふ人が私は相当あるのではないかと思ふ。こういふ場合、はたして資格がないの

か。それからもし受取つたといふなら、必ず受取りがあると思ふから、それを示せばわかるかといふと、遺族に一時金を渡してあるから、その資格がないのだといふ。それで、もらつたことがないから、それを見せてくれと言つたら、ないといふ。こういふこととで實際困つておる手紙が来ておる。こういふ場合に――受取りもなく、しかも二十二年十二月に公報が入つたのですが、資格があるのかないのか。戦死したのが七年前ですが、そういふ公報が入つておる、こういふ場合にはどうなるのですか。

○田辺政府委員 お答えいたします。遺族援護法の弔慰金の条項に、弔慰金を受取る方は、昭和十六年十二月八日以降において戦死した方々に弔慰金を差上げるというふうな法律の中に書いてあるとあります。従いまして受取りがあるとかないとかでなしに、戦死した時期が大東亞戦争以降であるか以前であるかによつて弔慰金を渡すか渡さないか、はつきり書いてありますので、その関係で御本人に弔慰金が渡らないのぢやないと思ひます。

○大矢委員 その場合に一時金も何もないのですか。しかも二十二年十二月、終戦後二年余りしてから公報が入つておる。そういう場合にもしその資格がないなら、そのときに一時金か何かを渡しておるはずだ、しかしそれをもらつておらない、しかし一方は渡しておるから、従つて資格がない、といふ。日限も今申しましたように法律では十六年以降となつておるから、十五年十一月二十七日の者が適用にならぬといふことは明らかになつたのです。が、そういう場合に一時金をもらつて

○田辺政府委員 大東亞戦争以前に戦死した方々に對しまして、終戦後において死亡公報が出されるという例があるわけでございます。そういう方には、今でも一時金を申しまして、弔慰金五万円ほどはございませぬが、若干の一時金は差上げるのでございませぬ。とつて五万円という方と教える金額ではないのでございませぬ。ただ過去においてもらつたかも知れぬかといふことは、必ずしも法律上の要件ではないと思ひます。法律では第三十四条に昭和十六年十二月八日以降において戦死した方に弔慰金を差上げるといふふうに書いてあるのでございませぬ。従いまして十六年十二月八日以前の死亡者に対しては、弔慰金は今日の法律の規定によりまして支給されないとなくなつておるわけでございます。

○大矢委員 七年もたつてから公報が来るという事は、実際あります。か。こういふ数が相当残つておりますか。○田辺政府委員 数はそうたくさんないのですが、状況不明になつておる、その後個人々々について、その後の状況を調べて参りますと、あとで資料がわかりまして、どこどこで死んだということが確認される場合があるわけでございます。それで今お話になりましたような例が若干あるものでございまして、こういふ方にはまことにお気の毒でございますが、現在のところ弔慰金の五万円は法律の規定では出ないことになつております。ただこの法律の弔慰金を差上げるといふ場合に、十二月八日と限りましたのは、いろいろの事情がありますが、い

ろいろな過程を経まして、十二月八日以降の方々に弔慰金を差上げるといふことになつたのであります。当初予算がきまり、その予算の範囲内で公債と年金をあんばいするといふ立場に追い込まれました関係上――十二月八日以前、支那事変当時の方には、大體弔慰金が出ておるわけでございます。支那事変以後において弔慰金が大体に出て出ないかつたといふことで、十二月八日で押えたのでございませぬ。確かに終戦後死亡公報が出た方につきましては弔慰金が出ておりませぬことは明瞭でございます。お話の通り不均衡であると思ひます。この不均衡は十二月八日以前でももらつていない方がありますと同時に、十二月八日以降においてももらつていない方も多いため、だれがもらつておるか、もらつていないかといふことは、非常に終戦後混乱しておりまして、役所の中に資料がございませぬので、やむを得ず十二月八日といふことで切りまして、その資格のある方にだけ弔慰金を差上げることに法律が制定されたわけでございます。御参考までに申し上げます。

○吉田(賢)委員 戦犯者の遺家族について、少しお尋ねしてみたいと思ひます。外地においての戦死者あるいは判決以前の病死あるいは自決、そういう人々がずいぶんあるらしいのであります。私どもの調べたところによりまして、外地のそれが約千名になつております。こういう人々の遺家族は、実に悲惨な状態でございます。実は兵庫県にもこういふ戦没者が五十人近くあるやうであります。その遺族のために明後日慰霊祭が行われる状態

○吉田(賢)委員 戦犯者の遺家族について、少しお尋ねしてみたいと思ひます。外地においての戦死者あるいは判決以前の病死あるいは自決、そういう人々がずいぶんあるらしいのであります。私どもの調べたところによりまして、外地のそれが約千名になつております。こういう人々の遺家族は、実に悲惨な状態でございます。実は兵庫県にもこういふ戦没者が五十人近くあるやうであります。その遺族のために明後日慰霊祭が行われる状態

にあるのですが、こういう全国に散在してあります陰の遺族の人々に対しては、目下どういふ保護の措置がとられておるのでございませうか。

○田辺政府委員 戦犯者として逮捕された後に死に処された方々等は、援護法の取扱いにおきましては、遺族ながら対象とはなつておられないのでございませうか。

○吉田(賢)委員 それで現在援護法におきまして、何らの保護の措置はとつておられないということなので、

○田辺政府委員 戦没者遺族等援護法の上におきましては、戦犯として判決を受けた後におきまして死亡された方は、援護法におきましては対象として取上げておられないことを御了承願います。

○吉田(賢)委員 その援護法以外の方法によりまして、相当保護する必要があるものと思われませう。やはり無実の罪もあるうし、またわれわれの法律常識から考えましても、裁判前に死んだような人は、やはり戦争に服役しておつた間の死没者として、広く公平にその遺族に保護を加えるということが必要であらうと思つておられるか。あつてもないわけなんでしょうか。あるいは考慮されたけれども、何かの事情で実現しなかつたでしょうか。その辺いかがですか。

○田辺政府委員 私が申し上げましたのは、戦争裁判の判決の済んだ方につきましては、さような取扱いになつておることを申し上げたのです。判決確定前に未決中に死亡された方々は、復員の手続をまだとつておりません関係上、未復員になつておられる方が相当あるうと思つておられるか。あるいは、さうと思つておられるか。この死亡が公務にない公務と同様の事情であるということが決定されますれば、援護法の適用があるわけでありませう。この援護法では、恩給と同じように、第四条によつて、軍人たる特別の事情に關連して不慮の災難により負傷し、または疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷または疾病と同視すべきものと議決した場合には、公務として取扱うことに相なつておられるわけでありませう。しかもその場合は復員の手続をとつておらな

い。つまり未決でございませうので、判決が確定しない。判決が確定しなければ復員の手続はとつておられないと考へておられます。従ひまして、軍人、軍属という身分を持つておられますので、在職期間ということになるわけでありませう。従ひまして、同じ戦犯で逮捕された方々につきましても、未決中に死んだ方と判決があつた後の取扱いとでは、法律の解釈上取扱いが違つて来るのではないかと考へておられます。

○吉田(賢)委員 そうしますと、判決の確定以前に、逮捕後自決等で死亡した方は未復員者として保護をしておられるか。こういうふうにお聞きしてよろしいですか。

○田辺政府委員 死亡した方でございますから、現在は未復員者でございませう。死亡した当時は未復員者ないしは軍人、軍属であつたわけでありませう。ただその場合に、自決その他未決中における死亡が公務と考へられるかどうかといふ点につきましても、先ほど読み上げました第四条で、公務と同視すべきものと援護審査会において決議があることになつておられます。

○吉田(賢)委員 ちよつと質問の言葉が足りなかつたのですが、私は遺族の問題を主として言つておられますので、当人は死亡しているからもちろん適用はないと思つておられます。そこで援護審査会におきまして、さういふ措置がすみやかに完結せねばならないと思つておられるか。判決によつて死亡した以外の逮捕後になつた人は、援護審査会にかけられて、公務の死なりやいなやの確定は、もう一切済んでおるのでございませうか。その状況を伺いたい。

○田辺政府委員 それはまだその手続をとつておりませう。

○吉田(賢)委員 それはどういふ理由ですか。

○田辺政府委員 これは援護審査会に各人から請求が戸籍簿本その他の書類がついて出て参ります。その請求に基づきまして援護審査会に付議いたしました。審査会の議決を得るといふ關係になりますので、さういつた事例が今後出て参りますれば、審査会にかけて、審査会の意見を聞くことにならうと思つておられます。

○吉田(賢)委員 各人といひますと、遺族が申請して初めて援護審査会が活動する、こういう順序だと御説明になるのですか。

○田辺政府委員 目下のところさういふふうには考へておられます。

○吉田(賢)委員 それは別に新しい法律とかなんとかの立法措置等の手続を用いずとも、やはり援護法において適当に行政の運用上進んで措置をして、埋もれたさういふ遺族のために保護の手を差延べるといふふうには仕向けることが適當ではないかと思つておられるか。それはできないのですか。したらできるのですか、いかがですか。

○田辺政府委員 この点はお考へしてみたいと思つておられます。これは一つでも例がございませうれば、すぐ他に及ぼし得ると思つておられます。また個々のケースによつていろいろ事情は違つておられますが、場合によりましては、一つだけいふといつて他が全部いいということになるかどうか議論がございませうので、おまなケースをとりまして至急に研究を進めたいと思つておられます。

○吉田(賢)委員 積極的のひつと御配慮を願いたいと思つておられます。なお最近では、戦犯者、その遺族等のために世話会といふものが各地にできておられますから、それらとも適当に御連絡の上、すみやかにさういふ埋もれた人のなくなるように処置せられんことを希望しておきたいと思つておられます。

それからもう一点、現在の巢鴨に在所しておられる人々の問題ですが、この中にはやはり傷病者もおられますし、いつまで生きられるかわからぬような老衰した人もたくさんおられますが、さういふ人につきましても、法律二百五号で、あの法律の附則によつて特別法の八条は生きておられるはずでありませうが、何か行政措置としまして、恩給等に均霑せざるやうな措置をとる方法はないでございませうか。

○田辺政府委員 恩給局の方からお答えするのが筋かと思つておられますが、老齢軍人に対する普通恩給は今日停止されておられます。従ひまして、今日のところ私どもの方の特別未帰還者給与方法という法律を運用いたしまして、その留守家族には未復員者ないしは一般の未帰還者の留守家族と同じやうな処遇をいたすやうに考へておられます。

○吉田(賢)委員 年末の元軍人等の老齡者に対する給与金ですが、多分補正予算で一億八千万円か組んであつたと思つておられます。これにつきましても援護法から各町村長あてで給与についての申出書を出すやうにとりまして通知があつたやうに記憶しておられますが、これらにつきましても、やはり適用しないといふことにはしたくないでございませうか。あるいはその年末給与——二千円のはした金ですが、これは給与するということに

○吉田(賢)委員 積極的のひつと御配慮

○田辺政府委員 積極的のひつと御配慮

○吉田(賢)委員 積極的のひつと御配慮

○吉田(賢)委員 積極的のひつと御配慮

なつたのでしよるか。その点いかがですか。

○田辺政府委員 年末の二千円は今至急に年末に際して支給しようという趣旨でありまして、実は予算もまだ確定しないわけでありまして、申込書だけはとつております。いろ／＼この支給対象につきまして研究をいたしましたのでありますが、戦犯の方々に對しましては、いろ／＼の点を考慮いたしました。この支給の対象からは除外したようになつてございまして、これは軍人恩給が復活いたしました際に普通恩給の支給を受ける権利の裁定された方と、この支給の対象から除外されている方々には御遠慮していただくことと、こういふような方々を支給の対象からはずしたようになつてございませぬ。

○吉田(警)委員 これは法律に基く恩給法の一適用としてではない措置とわれわれ了解しますので、そういうような場合にはできるだけ広くそういう人にも均霑するというふうに御処置されること、やはり今の国民感情から申しましても、また集鴨在住の傷病老元軍人の実情にかんがみましても、あるいはまた衆議院におきまして、過日戦争犯罪受刑者の全面的釈放についての満場一致の決議が通過しておる実情にかんがみましても、あるいはまたわれ／＼が実際に見ますと、選挙権も持つておりますし、また外へ出る人には公務についての就職権もあるようでありまして、そういう各般の点から見まして、これは希望を兼ねましますので、これは希望を兼ねまします、ひとつさらに善処されんことを要

望したいのです。これは法律によつてどうしてもいかぬという面は、法律のわくをはずして行く以外に道がないのですが、年末を越すもち代をわずかながらやろうという大きな気持ですから、国民感情上非常に大事な問題であります。しかも数はわずかで、集鴨に在所しておる人なんかおそらく二、三十人もないだらうと思ひます。これだけ除外するということは、実情から見ると少し酷だと思ひますので、もし今後予算が通過して実際に適用される際には、特に御配慮願つたらいかかと思ひます。なおその点につきまして御説明願うことがあれば伺つておきたいと思ひます。

○田辺政府委員 実は先般恩給法特例審議会におきまして、軍人恩給復活に關する基本方針について政府に対し建議があつたのでございまして、そのうちに戦犯者に対する取扱ひとして、適當な時期において恩給を支給することを考慮するといふふうに答申があつたのであります。従つて来々軍人恩給の復活の法律が制定されましても、普通恩給がただちに戦犯者に対して支給されるかどうかはまだはつきりいたしません關係上、今それがストツプになつておるからまことにお氣の毒であるといふ趣旨で出るもち代でございまして、それに累を及ぼさないことも必要ではないかと考えますので、特に手續を慎重にいたしまして、戦犯者はこれを除外したような次第でございませぬ。こういういきさつで除外したようになつてございませぬ。

○吉田(警)委員 よろしゅうございませぬ。
○船田委員長 他に御質疑がございませぬ。

せんか。——なければ、本日はこの程度にいたし、次会は明十七日午前十時より理事会、十時半より委員会を開きたいと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十四分散会

〔参照〕
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十二月二十日印刷

昭和二十七年十二月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局